

裁判所の確認と国への要求：○◁○—————

- *「F6が活断層なら、この上に非常用取水路があってはならない」と確認
- *「1,200ガルの場合も含め、施設の耐震安全性の説明」を国に求める
現行の基準地震動は856ガル、「ばらつき」を考慮すれば1,150ガル
.....

8月29日、国を相手とする大飯原発3・4号止めよう裁判・控訴審の第5回進行協議が、大阪高裁の会議室で行われた。原告側は弁護士5人、裁判の会事務局を中心に原告6人、国は12人、関西電力は15人が出席した。

今回の協議に先立ち、国は敷地内破砕帯の評価の審査内容に関する第4準備書面（8月22日付）を提出した。この書面で国はこれまで通りの主張を繰り返し、①F6破砕帯は活断層ではない、②台場浜トレンチで見つかった破砕部は南に延伸しておらず、耐震重要施設（非常用取水路）の下まで延びていないため、評価の対象外だと主張している。F6破砕帯の活動時期については、南側トレンチで確認された大山火山灰（23万年前のhpm1）を含む層が、新しい上載層に変位を与えていないため活動時期は古く、活断層（12～13万年前以降に動いた断層）ではないとしている。これらについては、原告は既に5月20日に提出した準備書面（2）で、わずかな火山灰だけで活動性を評価できるのか等の問題点を述べているが、具体的な反論はない。

進行協議では、裁判所は国の第4準備書面に関して幾つか疑問点を出し、国に確認した。また、国が次回出すとする基準地震動の評価の書面について要望を述べた。

◆裁判所の確認：

「F6が活断層なら、この上に非常用取水路があってはならないということか？」

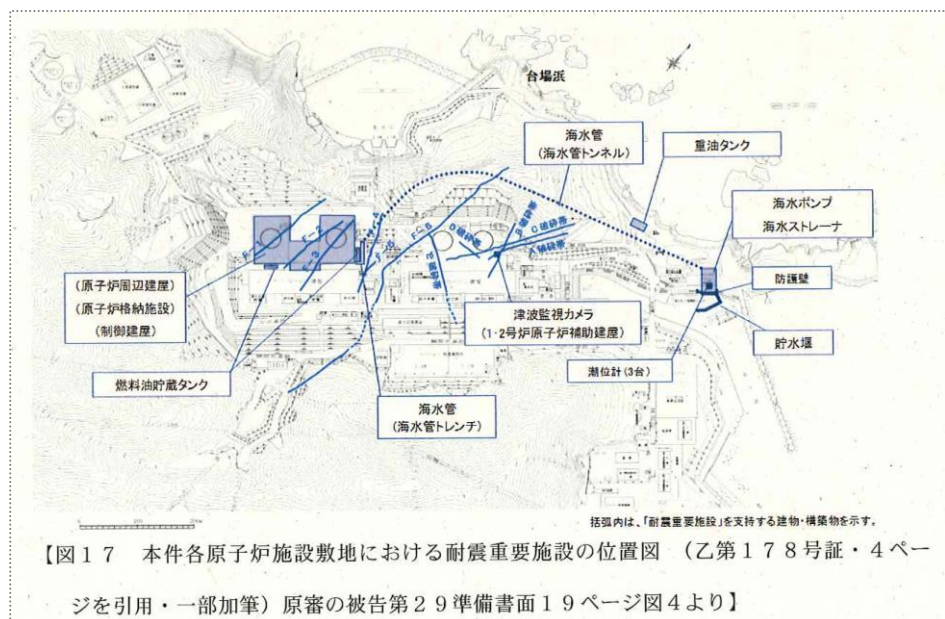
国：「その通り」と回答

裁判所は、今回の国の書面に関しいくつかを質問した。

- ①国の書面の31頁・図17（下記）について、非常用取水路（海水管トンネル）は耐震重要施設

であり、F6破砕帯が将来活動する可能性のある断層等であれば、この上に非常用取水路があることは問題になるか？と国に質問した。

裁判所が確認したこの点は、敷地内破砕帯問題の重要な争点になっている。国



は、質問自体には「その通りです」と認めた。具体的な焦点はF 6 破碎帯の活動時期の問題となる。

- ②「露頭」という言葉については、台場浜トレンチの a、b、c の破碎部は、破碎帯の露頭であるということでよいか？と問われ、国は「その通り」と答えた。また、「露頭」という言葉について裁判所から質問・確認があった。

国は10月3日に第5準備書面を提出し、「露頭」について、地表面に断層が露出している状態、道路工事等で地表に現れた状態、審査でトレンチやボーリング調査で断層が確認されたものも含めて「露頭」と呼ぶと説明している。

◆「1,200 ガルの場合も含め、施設の耐震安全性についても説明してほしい」（裁判所）

裁判所は、国が次回出す予定の基準地震動の評価に関する書面について下記を要望した。

- ・基準地震動については、これまで控訴理由書等でもかなり主張しているため、それほど詳しい内容は不要。
- ・一方、これまでは、耐震重要施設が基準地震動に対し安全だという説明があまりなかった。基準地震動は十数種類あるが、その最大値が、南北方向の揺れで744ガル、東西方向の揺れで856ガル、上下で613ガル。このような最大の基準地震動に対して安全であるというのは、要するに、3・4号の施設がどの程度の地震動に対して、十分耐えられるものとして設計されているのかと、そこの最後の詰めについてあまり説明がなかった。このため、例えば、1,200ガルのような地震動に対しては十分剛性が保たれるか、そのような建物の設計内容にも若干付言してもらわなければ、基準地震動だけ言って安全だと言われても困る。このため、そこも念頭に置いて準備書面を作成してほしい、と国に要望した。

現行の基準地震動は856ガルだ。これに地震規模の「ばらつき」を考慮すれば基準地震動は1,150ガルに跳ね上がる。これは、原告が一審から主張してきたものだ。大阪地裁の判決は、「ばらつき」を考慮していないとして設置許可を取り消す判決を出した（2020年12月4日）。今回裁判所が指摘している「1,200ガル」は、「ばらつき」を考慮した場合も含めて、施設の安全性を主張するよう国に求めているものと考えられる。

◆原告は次回、敷地内破碎帯の評価について国の書面に反論

原告は次回、敷地内破碎帯の評価について、国の今回の書面に反論すると述べた。最後に今後の予定の確認、調整がなされ、以下ようになった。その上で裁判長は、第8回までに国は各争点について一通り書面を出し、これに対し原告は、それぞれ1期日遅れで主張してもらうことになる」と述べた。

次回に向け、敷地内破碎帯の国の書面を徹底批判していこう。

今後の進行協議 第6回 11月21日（月）11:00 第7回 2023年2月21日（火）14:30
第8回 2023年5月22日（月）14:30

裁判の書面関係はこちらにあります（QRコードからも可能です）。

http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/oosaiban_gyousho_room.htm



2022年10月21日 おおい原発止めよう裁判の会 事務局